

## 8 広域的施設の設置、管理及び運営に関すること



### ア 葬祭場

#### (1) 経緯

昭和 48 年 10 月に「大北葬祭センター」として共同設置し運用してきましたが、施設の老朽化が進む中、平成 10 年度に関係市町村による検討組織を設置し、新施設建設に向けた検討を行いました。

その結果に基づき、平成 12 年度に調査、平成 13 年度に建設を行い、平成 14 年 2 月に名称を「北アルプス広域葬祭場」に改め、新施設（人体用火葬炉 3 炉、ペット用火葬炉 1 炉）が稼動しました。

また、葬祭場の主要な業務である受付業務と火葬業務を、事業者への委託形式により運営してきましたが、平成25年度から指定管理者制度を導入し、管理運営を行っています。

#### (2) 現状と課題

葬祭場の火葬炉は、定期的かつ計画的な補修修繕を行ってきましたが、建設から 10 年以上が経過し補修対応では困難な状況となったことから、平成 25 年度から火葬炉、燃焼設備及び各計装機器等の火葬設備全体の大規模修繕を行い、設備の長寿命化に取り組んでいます。

また、金属やビニール製品などの副葬品による火葬炉の故障や環境対策設備への影響も懸念されるため、利用にあたっての注意事項等を利用者に周知することが重要です。

葬祭場の運営は、指定管理者の下で、これまで順調に運営がなされていますが、業務実施状況等を毎年度評価し、適正な運営を促すとともに、住民サービスの向上に努める必要があります。

### (3) 今後の方針と施策

生活改善意識や環境保全意識の高まりに対応した施設運営を行うとともに、故人を偲び安らぎのある、人生の終焉にふさわしい施設管理に努めるよう、指定管理者の業務実施状況や利用者アンケートを基に指導・改善に努めます。




指定管理者の指定期間終了前に、次期指定管理者の選定を行う必要があることから、事業者選定にあたっては、住民サービスの向上や市町村負担の軽減に十分配慮します。

副葬品の制限など利用にあたっての注意事項等の広報活動に努めるとともに、定期的な施設点検等に基づく、中長期的な修繕計画により、市町村財政への負担に配慮して、施設の長寿命化を図ります。



北アルプス広域葬祭場

#### ■ SDGsの目標との関連

SDGs17の目標		関連目標
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する</p>	<p>地域で暮らすための必要なサービス基盤として、適正な施設運営に努める</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	<p>地球温暖化、資源の枯渇、生態系の破壊など、さまざまな環境問題が深刻さを増す中、指定管理者と連携しながら、無煙・無臭・無公害の熱技術で、美しい地球を明日へつなぐ取組を継続する</p>
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	